

中山間地域と都市部等のつながりづくり市町支援事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 県は、人口減少が加速し、集落の小規模化・高齢化が進む中山間地域において、地域の将来を見据えた課題解決や地域活力の維持向上に向けて、中山間地域と都市部等がつながり、多様な主体が連携、協働して支え合える地域づくりを進めるため、市町が取り組む関係人口確保・拡大を推進する事業に要する経費に対し、予算の範囲内において補助金を交付するものとし、その交付に関しては、広島県補助金等交付規則（昭和48年広島県規則第91号。以下「規則」という。）に規定するもののほか、この要綱に定めるところによる。

(定義)

第2条 この要綱において、次号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 中山間地域

広島県中山間地域振興条例（平成25年広島県条例第44号）第2条に定める地域をいう。

(2) 関係人口

市町又は市町内の一定の区域を単位として、その地域の活性化又は地域課題の解決に向けた活動に、域外から継続的に参画する者（団体等を含む。）をいう。

(3) 市町ファンクラブ

地域の魅力発信や企画提言、イベントなどへの参加等を通じて、特定の市町を域外から応援する者の集まりで、関係人口確保・拡大を目的に市町が設置したものをいう。

(4) 住民自治組織

一定の区域を単位として、その地域に住む住民相互の共助や地域課題に取り組むために組織された任意の団体及びその連合会等をいう。

(5) この要綱において「団体等」とは、次に掲げる要件のいずれにも該当する法人をいう。

ア 政治活動又は宗教活動を行うことを主たる目的としないこと。

イ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団ではないこと。

ウ 暴力団又はその構成員（暴力団の構成団体の構成員を含む）若しくは暴力団の構成員でなくなった日から5年を経過しない者が所属していないこと。

エ 破壊活動防止法（昭和27年法律第240号）第4条に規定する暴力主義的破壊活動を行ったか、行う恐れがある者ではないこと。

(補助金交付の対象等)

第3条 第1条の補助金の交付の対象となる事業、補助採択基準、補助対象、補助対象経費、補助率及び補助限度額は、別表に掲げるとおりとする。

2 前項の規定により算出した補助金の額に千円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。

(交付の申請)

第4条 規則第3条第1項の規定による補助金交付申請書の様式は、別記様式第1号のとおりとし、その提出期限は知事が別に定める。

2 規則第3条第1項の規定により補助金交付申請書に添付しなければならない書類は、次のとおりとする。

(1) 補助金交付申請総括表 別記様式第2号

(2) 事業計画書 別記様式第3号

(3) 収支予算書 別記様式第4号

(交付の条件)

第5条 規則第5条第1項の規定により附する条件は、次のとおりとする。

- (1) 補助事業の内容及び経費の変更(軽微な変更を除く。)をしようとするときは、あらかじめ別記様式第5号の事業変更承認申請書を知事に提出し、その承認を受けること。
- (2) 補助事業を中止し、又は廃止しようとするときは、あらかじめ別記様式第6号の中止(廃止)承認申請書を知事に提出し、その承認を受けること。
- (3) 災害等により、補助事業が会計年度末までに完了する見込みがなくなったとき、又はその遂行が困難となったときは、速やかに別記様式第7号の事業事故報告書を知事に提出し、その指示を受けること。

2 前項第1号の軽微な変更とは、次のいずれかに該当する場合をいう。

- (1) 補助事業において、当初の目的達成に支障のない細部について変更を行う場合
- (2) 補助事業に要する経費全体について、20パーセント以内の増額変更を行う場合
(申請の取下げ)

第6条 規則第7条第1項の規定による申請の取下げをすることができる期間は、規則第6条の通知を受領した日から起算して14日以内とし、別記様式第8号の交付申請取下届出書を知事に提出しなければならない。

(状況報告)

第7条 知事は必要に応じて、補助事業の実施状況等について、随時に報告を求めることができる。

(実績報告)

第8条 規則第12条の規定による実績報告書の様式は別記様式第9号のとおりとし、その提出期限は、当該補助事業の完了した日若しくは当該補助事業の廃止の承認を受けた日から起算して30日を経過した日又は補助金の交付決定があった日の属する県の会計年度の翌会計年度の4月15日のいずれか早い日とする。

2 規則第12条の規定により実績報告書に添付しなければならない書類及びその様式は、次のとおりとする。

- (1) 実績報告総括表 別記様式第10号
- (2) 事業実績報告書 別記様式第11号
- (3) 収支精算書 別記様式第4号
- (4) その他知事が必要と認める書類

(成果目標の達成状況報告)

第9条 補助事業者は、補助事業実施年度から5か年間における毎年度、補助金交付申請時に提出した補助金交付申請総括表(別記様式第2号)に記載した成果目標の達成状況を別記様式第12号の成果目標達成状況報告書により、当該年度の翌会計年度の4月15日までに知事に報告するものとする。

(帳簿等の保存期間)

第11条 規則第21条の規定による帳簿及び書類等を保存しなければならない期間は、当該補助事業の完了した日の属する会計年度の末日から起算して5年を経過した日の属する県の会計年度の末日までの間(次条第2項に規定する財産がある場合にあっては、同条第3項に定める期間又は5年を経過した日の属する県の会計年度の末日までのいずれか長い期間)とする。

(財産の管理及び処分)

第12条 本補助金により取得し、又は効用の増加した機械、器具、備品その他の財産(以下「取得財産等」という。)については、その台帳を備付け、補助事業完了後においても、善良な管理者の注意をもって管理し、補助金の交付の目的に従って、その効率的運用を図らなければならない。

2 規則第22条の規定により処分を制限する取得財産等は、1件当たりの取得価格又は効用の増加額が50万円以上のものとし、これを処分しようとするときは、あらかじめ別記様式第13号の財産

処分承認申請書を知事に提出し、その承認を受けなければならない。

3 規則第 22 条ただし書の規定による財産の処分を制限する期間は、減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和 40 年大蔵省令第 15 号）に定める期間とし、同省令に定めのない財産については、知事が別に定める期間とする。

4 本補助金により取得し、又は借用した土地又は建物（付帯設備を含む。）については、第 1 項から第 3 項の規定を準用する。この場合において、第 2 項中「取得財産等」とあるのは、「土地又は建物（付帯設備を含む。）」と、「取得価格又は効用の増加額」とあるのは、「取得価格及び効用の増加額の合計額」と、第 3 項の「減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和 40 年大蔵省令第 15 号）に定める期間とし、同省令に定めのない財産については、知事が別に定める期間」とあるのは、「当該補助事業の完了した日の属する会計年度の末日から起算して 5 年を経過した日の属する県の会計年度の末日までの間」とする。

（雑則）

第 13 条 この交付要綱に定めるもののほか、補助金の交付について必要な事項は知事が別に定める。

附 則

この要綱は、令和 7 年 6 月 1 日から施行する。

別表（第 3 条関係）

補助金の交付の対象となる事業	市町が関係人口確保・拡大を目的に、新規又は既存事業の拡充として、複数年度継続して取り組む事業であって、次に掲げるもの（一過性の事業を除く。） A 市町ファンクラブの設立運営 B 市町ファンクラブの活動や機能等を拡充する事業（市町ファンクラブ設立に向けて先行的に取り組む事業を含む。）であって、次に該当するもの （ア）地域外の人が地域の様々な困りごとを手助けするマッチングサイト構築 （イ）関係人口を活用して地域活性化又は地域の課題解決を図るプログラムの実施 （ウ）関係人口確保・拡大に取り組む団体等の活動への支援 （エ）その他、関係人口確保・拡大の推進に資する先駆的なモデルとなり得る事業
補助採択基準	上記 B（イ）～（エ）については、市町内の住民自治組織との連携を条件とする。
補 助 対 象	中山間地域を有する市町
補助対象経費	事業実施に要する報償費、旅費、需用費、役務費、使用料及び賃借料、委託料、備品購入費、その他知事が特に必要と認めるもの
補 助 率	事業費（補助対象経費）の 1 / 2 以内
補 助 限 度 額	1 市町につき 1,000 千円